

平成 27 年度

一般会計歳出

第 2 款 1 項 1 目

政策推進費

13 節(1) 委託料

受付 番号	種 目 番 号 905	連絡先	委託担当 政策局政策部政策課 担当者名 柳瀬健司 電 話 671-3206
----------	----------------	-----	--

設 計 書

1 委 託 名 首都圏空港の利用実態に関する調査業務委託

2 履 行 場 所 横浜市内

3 履行期間 期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
又は期限 期限 平成 28年 3月 22日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
羽田空港において平成22年の国際定期便就航以降の国際化が平成25年度末に一応の区切りとなったことを踏まえ、国土交通省の実施した国際航空旅客動態調査の個票データを集計することで国際航空旅客の空港利用実態や経年変化などを把握し、今後の空港関連施策検討の基礎資料とすることを目的とする。

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 業務原価						
(1) 直接人件費						
国際航空旅客動態調査データの分析		1	式			
首都圏空港機能強化に関する考察		1	式			
打ち合わせ協議		1	式			
報告書の作成		1	式			
小計						
(2) 直接経費及び間接原価						
印刷製本費		1	式			
その他原価		1	式			
小計						
業務原価計						
2 一般管理費等						
(1) 一般管理費等						
一般管理費等計						
業務価格計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
消費税及び地方消費税相当額						
業務委託料						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

仕様書

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、「首都圏空港の利用実態に関する調査業務委託」に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては本仕様書のほか、横浜市委託契約約款及び契約規則を遵守すること。

(3) 履行場所

横浜市内

(3) 履行期限

平成 28 年 3 月 22 日

2 業務の目的

羽田空港において平成 22 年の国際定期便就航以降の国際化が平成 25 年度末に一応の区切りとなったことを踏まえ、国土交通省の実施した国際航空旅客動態調査の個票データを集計することで国際航空旅客の空港利用実態や経年変化などを把握し、今後の空港関連施策検討の基礎資料とすることを目的とする。

3 業務内容

(1) 国際航空旅客動態調査データの分析

国土交通省の行った国際航空旅客動態調査のデータを次の観点で分析する。

※平成 24 年度～26 年度、外国人・日本人の個票データを提供する。(表計算形式、拡大係数含む。)

- ・羽田空港の容量拡大効果の検証
(空港選択状況の変化、横浜来訪への影響 等)
- ・訪日外国人の国内移動実態
(横浜来訪者・羽田空港利用者のフロー図の作成、横浜来訪者の特徴 等)
- ・空港利用者の交通手段選択実態
(属性別の交通手段の選択状況 等)
- ・深夜早朝便利用実態
(深夜早朝便利用者の特徴、空港アクセス交通手段 等)
- ・LCC 利用実態
(LCC 利用者の特徴 等)

※集計結果を扱う上では、統計学的な誤差に留意すること。

(2) 首都圏空港機能強化に関する考察

前項の結果に基づき、次の観点で考察を行う。

- ・現状の移動実態に対して、考えられる横浜への誘客方策について
- ・2020 年の容量拡大効果の横浜への波及について
- ・将来のインフラ環境の変化への対応について(羽田アクセス線 等)
- ・その他これまでの羽田空港国際化の効果に関すること

(3) 打合せ協議

本業務に係る協議は初回と成果品納入時、その中間の計 3 回行うことを原則とする。ただし、業務の進行状況に応じて適宜協議を行うものとする。

(4) 報告書の作成

検討・分析結果を報告書にまとめる。

※報告書の作成にあたっては、集計条件とその理由(根拠)、集計手順、引用文献等について分かりやすく整理すること。

4 成果品

- (1) 報告書 黒表紙製本: 1部、レザック製本(集計手順等分析過程を示す根拠は除く): 5部
- (2) 電子データ一式 1枚
 - ・報告書(黒表紙製本用、レザック製本用)
 - ・集計等に用いたデータ(編集可能なファイル形式も併せて、記憶媒体に格納すること。)

5 電子計算機処理等の契約に関する特記事項

受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

6 その他

- (1) 受託者が本市の所有する書籍や報告書類を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償しなければならない。
- (2) 契約後1週間以内に着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。
- (3) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (4) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ本市職員と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (5) 当委託業務における計算の根拠、資料などはすべて明確にしておかなくてはならない。
- (6) 成果品については、横浜市に帰属するものとする。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。)及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合は、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作人名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。